

早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2013年7月10日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2013年6月号掲載)

第26回 特許行政訴訟

1.概要

第25回に引き続き特許行政訴訟について解説する。

2.司法鑑定

訴訟係属中に、専門的な問題について鑑定する必要がある場合、人民法院は法定の鑑定部門に鑑定を依頼しなければならない(中国行政訴訟法第35条)。中国行政訴訟法第31条第6号により、鑑定結果も証拠の一つとして認められている。従って請求項に係る発明の技術的効果を客観的に立証する必要がある場合等は、司法鑑定を請求するのの一つの手である。なお、司法鑑定は中国行政訴訟法第35条に規定するとおり、訴訟係属中に人民法院を通じて行う必要があり、訴訟前に当事者自身で鑑定人に依頼して取得した鑑定結論は証拠として採用されない。

3.証拠保全

特許行政訴訟においても、証拠保全が認められている。証拠が消失する可能性があり、または、消失した後の取得が困難な状況においては、訴訟参加人は、人民法院に証拠の保全を申し立てることができ、人民法院も自ら保全措置をとることができる(中国行政訴訟法第36条)。ただし、実務上は特許行政訴訟において証拠保全が必要となるケースは少ないであろう。

4.判決

口頭審理の後、裁判官合議体による審理が行われ、数ヶ月後に判決が下される。なお口頭審理後に争点を整理すると共に、意見を補充的に主張する場合、代理詞と称する意見書を合議体に提出することができる。

判決は、原則として立案の日から3ヶ月以内に下される(中国行政訴訟法第57条)。ただし、特別な状況により延長する必要がある場合、高級人民法院がこれを承認する。

判決は以下の4種の形態で下される(中国行政訴訟法第54条)。

(1)原審維持の判決

具体的な行政行為の証拠が確かで、法律、法規の適用が正確であり、法定の手續に適合していると認められる場合は、維持判決を下す。

(2)原審判決の取り消し

具体的な行政行為が以下に掲げる状況のいずれかに該当する場合には、取り消しまたは一部取り消しの判決を下し、併せて被告に改めて具体的な行政行為を行うよう判決を下す。

(i)主な証拠が不足している場合

(ii)法律、法規の適用に誤りがある場合

(iii)法定手續に違反した場合

(iv)職権を超えた場合

(v)職権を濫用した場合

(3)履行を求める判決

被告が法定の職責を履行せずまたは履行を引き延ばしている場合には、一定期間内に履行することを命じる判決を下す。

(4)変更を求める判決

行政処罰が明らかに公正を逸している場合、変更を求める判決を下す。

5.調解の不適用

行政訴訟においては、調解(和解)を行うことができない(中国行政訴訟法第50条)。民事訴訟においては、当事者間の紛争解決手段の一つとして、裁判官主導の下、当事者間での調解が頻繁に行われる。しかし、行政訴訟における行政処理に関し、調解はなじまず、法律上禁止されている。

6.訴訟の取り下げ

判決前に、原告が訴えの取り下げを申し立て、または、被告が行った具体的な行政行為を変更することによって原告が訴えの取り下げに同意しかつ取り下げを申し立てた場合には、これを許可するか否か人民法院が裁定する(中国行政訴訟法第51条)。

7.民事訴訟との関係

特許行政訴訟が提起されている場合、対応する特許について民事訴訟が別途係属していることが多い。特許の有効無効を争う特許行政訴訟の結果は民事訴訟に大きな影響を

与えるため、通常は特許行政訴訟の判決が確定するまで、民事訴訟における審理が中断されることが多い。民事訴訟における対象が、発明特許か、または、実用新型特許及び外観設計特許かにより取り扱いが相違する。

(1)発明特許に係る民事訴訟の場合

司法解釈では、人民法院が受理した発明特許侵害紛争案件において、民事訴訟における答弁書期間内に被告が無効宣告を請求した場合、人民法院は訴訟を中止しなくても良い、と規定されている(司法解釈[2001]第 21 号第 11 条)。さらに、答弁書提出期間経過後に、被告が無効宣告請求を行った場合、時期遅れであるとして原則として人民法院は訴訟を中止してはならない(司法解釈[2001]第 21 号第 10 条)。すなわち、被告の無効宣告請求が時期遅れである場合は、中止しないが、被告の無効宣告請求が適時になされた場合には、中止されない場合があるということである。

筆者の経験では民事訴訟は特許無効宣告請求及び特許行政訴訟とは無関係に進行し、口頭審理までは独立して行われる。ただし、裁判官が判決を書く前の段階で、特許行政訴訟の結論が出るまで審理が中止されることが多い。

(2)実用新型特許及び外観設計特許の場合

実用新型特許及び外観設計特許に係る民事訴訟が継続している場合、以下の取り扱いとなる。

司法解釈[2001]第 21 号第 9 条

人民法院が受理する実用新型特許権、外観設計特許権侵害紛争案件において、被告が答弁期間内に当該権利の無効宣告を請求する場合、人民法院は訴訟を中止するものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、訴訟を中止しなくても良い。

- (1)原告が提出した検索報告に、実用新型特許権の新規性、創意性の欠如をもたらした技術的文書がない。
- (2)被告が提供した証拠により、その使用する技術がすでに周知されていると証明するに足りる。
- (3)被告が当該特許権の無効宣告を請求する際に提供した証拠又はその依拠となる理由が明らかに不十分である。
- (4)人民法院が訴訟を中止してはならないと認めるその他の事情。

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ 6 月号をご覧ください。